

熊本県公報

号外 第50号
平成17年10月11日(火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 公 告**
- 公の施設における指定管理者の募集（熊本県立劇場）……………（文化企画課） 1
 - 熊本県高齢者保健福祉推進委員会の開催……………（熊本県高齢者保健福祉推進委員会） 3

公 告

熊本県公告第764号の2

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成17年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県立劇場（以下「県立劇場」という。）
 - (2) 場所
熊本県熊本市大江二丁目7番1号
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 44,896 平方メートル
イ 延床面積 23,956 平方メートル
ウ 主な建物 県立劇場（鉄骨・鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造） 地下2階地上3階建て）
 - (4) 施設の概要
県立劇場（コンサートホール、演劇ホール、大会議室、和室、音楽リハーサル室、演劇リハーサル室、練習室（3室）、楽屋（5室）、控室（6室）、レストラン等）、駐車場、情報回廊等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 音楽、演劇、舞踊のための施設及び設備の提供を行う業務
 - (2) 県民の文化の振興に必要な業務
 - (3) 県立劇場の使用の許可に関する業務
 - (4) 県立劇場の施設及び設備の使用に係る使用料金に関する業務
 - (5) 県立劇場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (6) 指定管理者が県立劇場の管理上必要と認める業務
 - (7) その他、熊本県立劇場管理業務仕様書及び熊本県立劇場文化事業仕様書に定める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熊本県内に事業所を有すること。ただし、申請の時点で熊本県内に事業所を有しない者にあつては、指定管理者としての業務を開始する前に熊本県内に事業所を設置することとし、申請にあつては、その旨の確約書（別紙様式1）を提出すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合など、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 提出書類及び提出部数

- 応募者は、申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式） 1部
 - イ 熊本県立劇場指定管理者事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3） 10部
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 1部
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本 1部
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支計算書その他法人等の財務状況を明らかにする書類 10部
（ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないため、オが提出できない者は、過去の決算期における貸借対照表、収支（損益）計算書その他応募者の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない応募者においては、今年度の収支（損益）計算見込書、直近合計残高試算表 10部）
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他応募者の業務の内容を明らかにする書類 10部
（ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないため、カが提出できない者は、過去の決算期における事業報告書その他応募者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない応募者においては、今年度の事業計画書 10部）
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。） 1部
 - ク 納税証明書
（ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書 1部
（イ） 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者においては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書 1部
 - ケ その他知事が必要と認める書類
（ア） 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳 1部
（イ） グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類） 10部
- (2) 申請書の提出先
熊本県地域振興部文化企画課（県庁本館6階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111（内線3543）
 - (3) 提出期間
平成17年11月11日（金）から平成17年11月21日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- 6 指定管理候補者の選定
平成17年11月下旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に県において選定する。
 - 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成17年10月11日（火）から平成17年11月21日（月）までの間に、交付する。
 - 8 現地説明会
（1）開催日時
平成17年10月19日（水）午後1時から
（2）開催場所
県立劇場大会議室
（3）その他
現地説明会への参加に当たっては、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
 - 9 留意事項
（1）以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 虚偽の内容が記載されているもの
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
（2）提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
（3）提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
 - 10 その他
（1）指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 委託料は、県立劇場の管理に係る経費とする。
- (4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

登載依頼**熊本県高齢者保健福祉推進委員会公告第3号**

熊本県高齢者保健福祉推進委員会の会議を次のとおり開催する。

平成17年10月11日

熊本県高齢者保健福祉推進委員会会長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
平成17年10月18日(火)
午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ 3階 「たい樹」
- 3 議題(予定)
 - (1) 第3期計画骨子(案)について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後1時から午後1時30分まで会議の会場において行い、委員会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県高齢者保健福祉推進委員会事務局(熊本県健康福祉部高齢者支援総室高齢者企画班)(電話096-333-2215)

